

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2445

特集Ⅰ

フォークリフトのルール違反ゼロへ
曲がり角では必ず一時停止を
ダイワコーポレーション

特集Ⅱ

安全・生産性を一体に高める
賛同事業場の改善事例解説
愛知労働局「安全経営あいち推進大会」

ニュース

仕事の負担感低減へ
仮設工業会 ストレス状況調べる

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



3
/
1

2024

■ 災害のあらまし ■

福岡は屋台が名物である。毎日多数の観光客と会話を楽しみながら働いていた飲食店の従業員Aは、閉店後、アルコールを摂取していた状態で屋台を片付けていた。その際、誤って屋台のテーブルで手を挟んで負傷した。

■ 判断 ■

従業員Aは屋台を片付けながらではあったが、飲酒しており、私的要素が強いことから、事業者側は業務外として労災申請を拒んだ。Aは業務上での負傷と言い張り、個別の判断の結果、業務上による災害と認められた。

■ 解説 ■

当初、災害の発生状況からすると、屋台の片付けは通常業務ではあるが、勤務中にお客様から勧められてアルコールを飲んでいたことから、事業者側は私的行為に当たるとはならないか？ アルコールを飲んでいなければ事故が起きていなかったのではないかと考えて労災申請をしていなかった。今回のケースは事業主の支配・管理下にあつて業務に従事しており、日常的に調理および接客を行っている性格上、顔見知りのお客様に勧められると、断ることが難しい状況であり、アルコールの量も少なく仕事ができる状態であった。これらの事情を踏まえ、業務を逸脱した行動ではないとの判断で業務上の災害となった。

この場合、アルコールの量も判断材料の一つとなる。泥酔状態にあり酔ったことが原因での事故であれば業務上災害として認定されないであろう。多少の量で仕事ができる範囲だったか、アルコールを断るこ

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
藤原社会保険労務士事務所

福岡会

石橋麻衣子

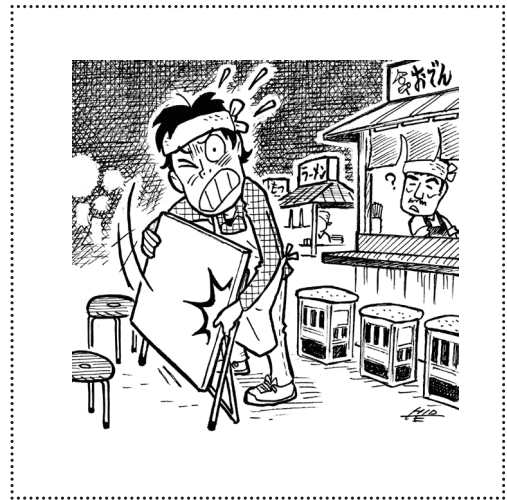
第362回

とのできなかったか、いずれにしてもアルコールを飲んでいて状況（業務を逸脱している状況なのか）とアルコールを飲んでいなくても起こり得たケガだったのかなど総合的判断で認定されるようである。

ただ、事業主もその行為を見て見ぬふりをしており、特に日ごろから注意をしていなかった。そのような行為を事業者側が把握しており、黙認していたのであれば、業務災害とならなくても管理監督不行届けとなり、事業者側に大きなリスクを伴う。また、日ごろから勤務中は飲酒禁止となっていたにもかかわらず、事業主に内緒で飲んでいた場合は業務上災害とはならなかったかもしれない。

確認しておく、労働災害は、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の負傷、業務上の疾病および死亡をいう。労災認定されるにあたり、業務と傷病などの間に一定の因果関係があること（業務起因性）、また、労働者が労働関係に基づき事業主の支配下にあった場合に起きた災害であること（業務遂行性）が認められなければならない。

今後の安全管理・労務管理のポイントとしては、今回の災害のように業務後の片付けを従業員1人に全部任せており、人員が少なく最小限の人数で働いているため、管理監督不足であり、日ごろから労災事故に関する危機管理も十分に教育していなかった。勤務中のアルコールは原則禁止とするか、個人差はあるが働くことに支障がないくらいの量にセーブするべきであり、私的行為は後片付けなどの勤務終了後に行うように徹底することが大事である。アルコールを飲んでいなかったら防げた事故でもある。時間とともに労災に対する意識が薄れてしまうので継続して認識させるように



指導することが重要だ。接客でお客さんとのコミュニケーションも必要であるが、そのためにケガをしてしまったら元も子もない。今回は軽いけがで済んだが大ケガにつながる可能性もあるので、従業員を守るためにも注意・指導が必要になってくることを頭に入れてほしい。業務上災害となると当然会社に責任があり、本人、家族から損害賠償を求められることもある。十分に気を付けておかなければならない。

さて、余談ではあるが、飲食に関する労災事例を少し紹介したい。福岡では10月～3月・4月までカキ小屋がにぎわっている。カキ小屋で養殖したカキをカキ小屋へ提供するため、従業員がケース一杯のカキをイカダから陸へ運んでいた際、イカダの上で滑って転倒し、膝を負傷した。業務上災害であることに疑いはないが、養殖の労災での手続きになるか、カキ小屋業務の一環として飲食の労災手続きになるかで判断が分かれた。結論として負傷した従業員は、カキ小屋での勤務でありカキ小屋の飲食で使う材料として運んでいた際の事故だったため、飲食の労災を使うこととなった。これもまた別の境界線の事例である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp